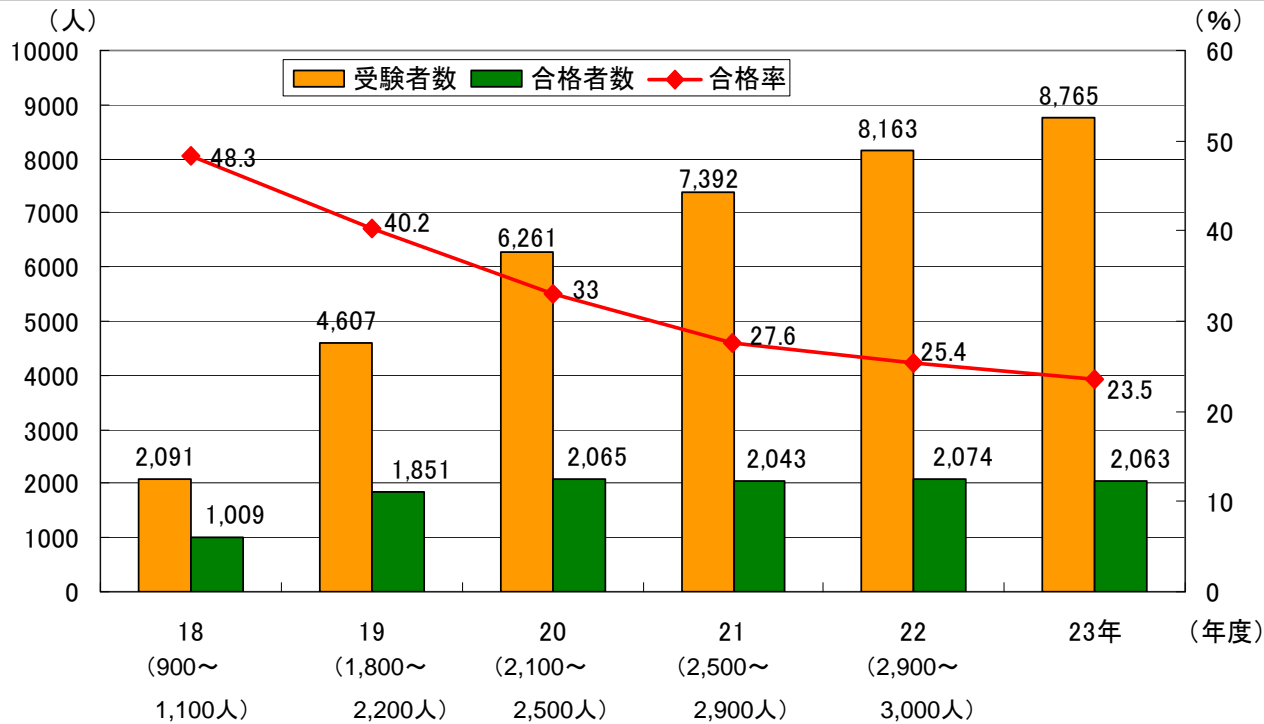


法科大学院の現状に関するデータ

新司法試験の合格状況

- 平成22年頃に合格者数を年間3,000人とするとの政府目標は実現せず。
- 受験者数が増え、合格者数が頭打ちのため、合格率が低下。

※ ただし、**受験者数はここ1~2年がピークと見込まれており、更に法科大学院の入学定員見直し等に伴う修了者の減により、数年後には大幅に減少する見込み**



※ ()内は司法試験委員会が示した合格者についての一応の目安となる概括的な数字を表す。

【参考】新司法試験累積合格率 (修了後5年経過後)

	累積合格率
平成17年度修了者(既修のみ)	69.8%
平成18年度修了者	49.6%

司法制度改革審議会意見書(平成13年6月)では、修了者の相当程度(例えば約7~8割)の合格について言及しているが、これは単年度の合格率ではなく、累積(5年で3回受験した結果)の合格率を意図している。

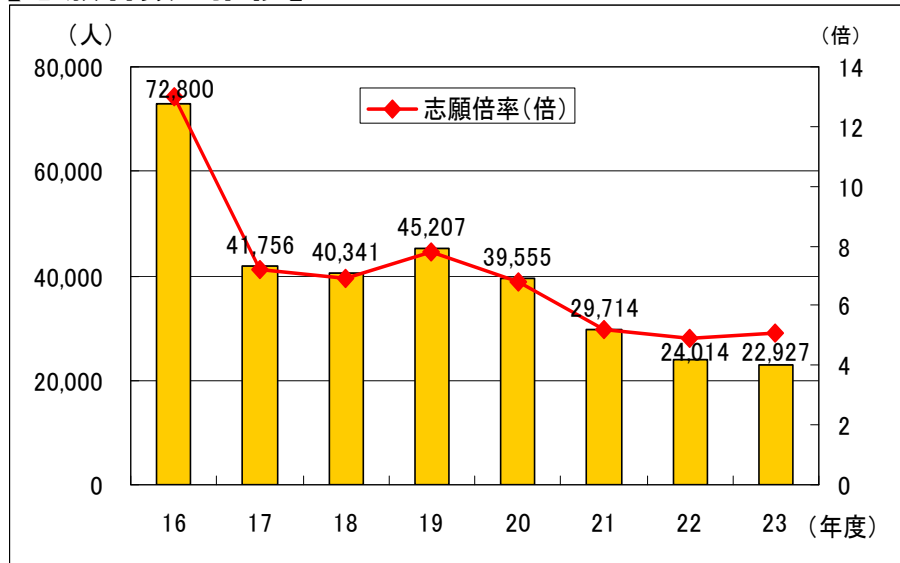
【参考】司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)

「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする」

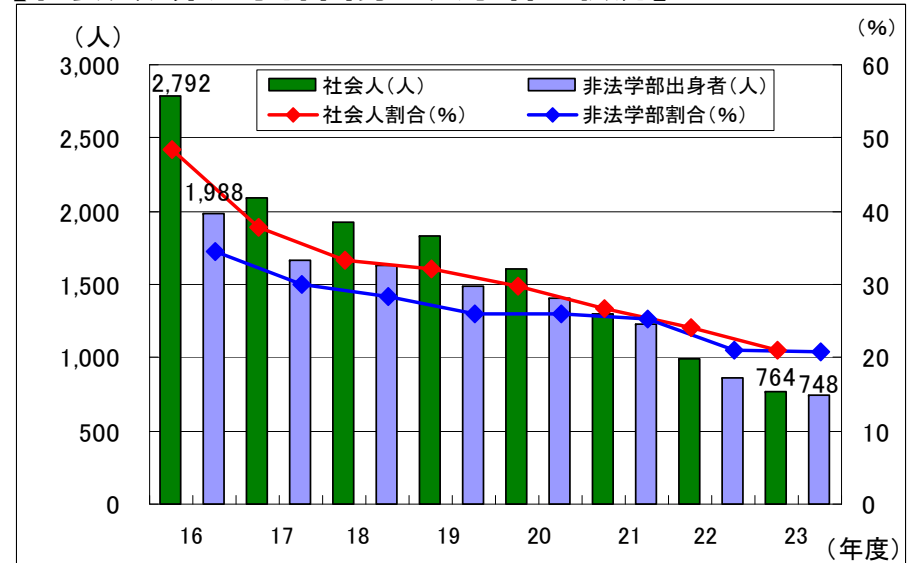
法科大学院志願者・入学者の状況

- 新司法試験合格率の低迷等を背景に、法科大学院志願者総数が減少。(初年度の約1/3)
- 未修者(主として社会人、法学部以外の出身者)の合格率の低迷により、社会人や非法学部の入学者が減少(初年度の約1/3)

【志願者数の推移】



【社会人、非法学部出身の入学者の状況】

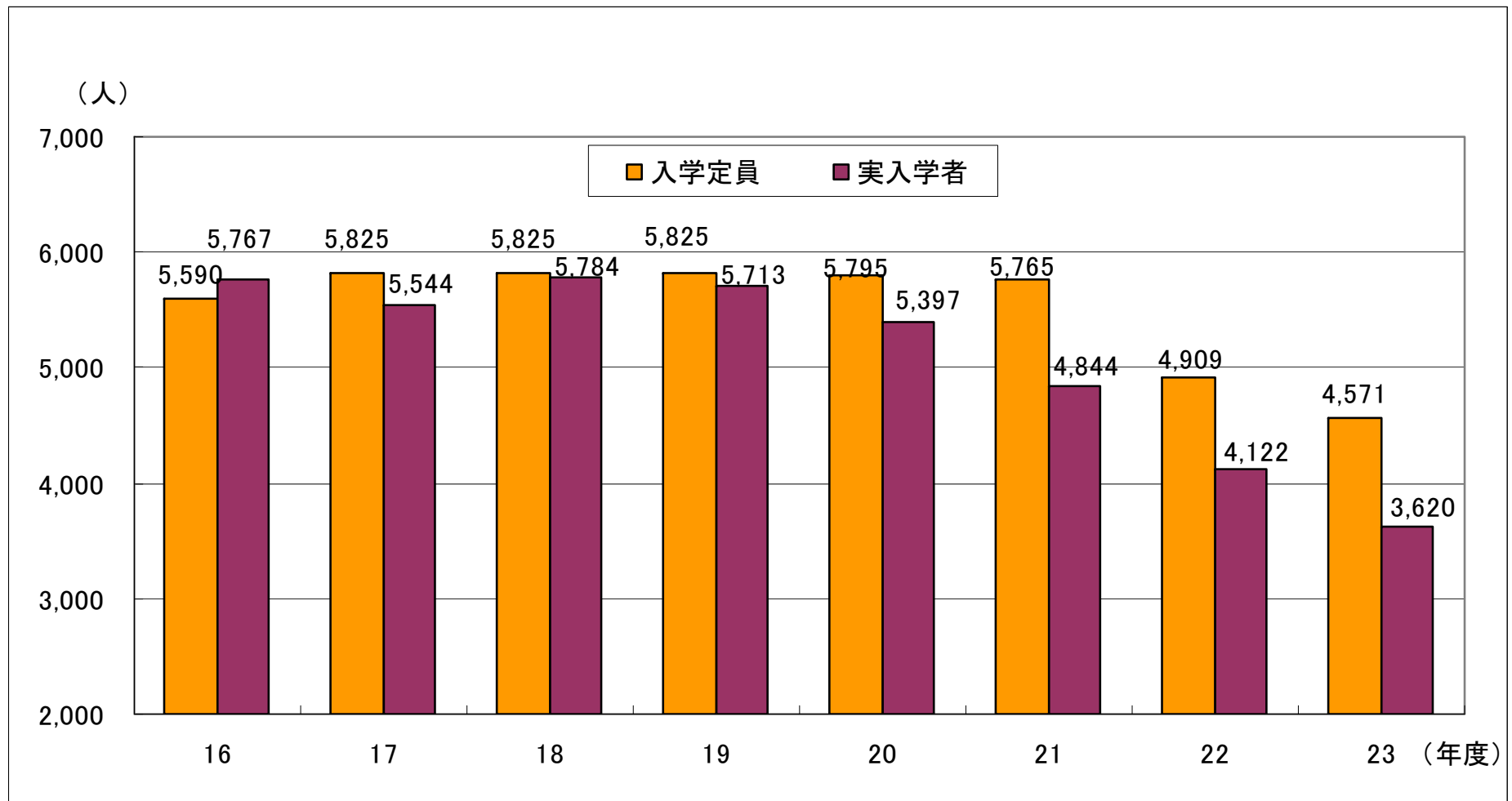


(参考) 新司法試験合格状況

	受験者数	合格者数	新司法試験 合格率	うち既修合格率	
				うち既修合格率	うち未修合格率
平成18年	2,091人	1,009人	48.3%	48.3%	
平成19年	4,607人	1,851人	40.2%	46.3%	32.3%
平成20年	6,261人	2,065人	33.0%	44.3%	22.5%
平成21年	7,392人	2,043人	27.6%	38.7%	18.9%
平成22年	8,163人	2,074人	25.4%	37.0%	17.3%
平成23年	8,765人	2,063人	23.5%	35.4%	16.2%

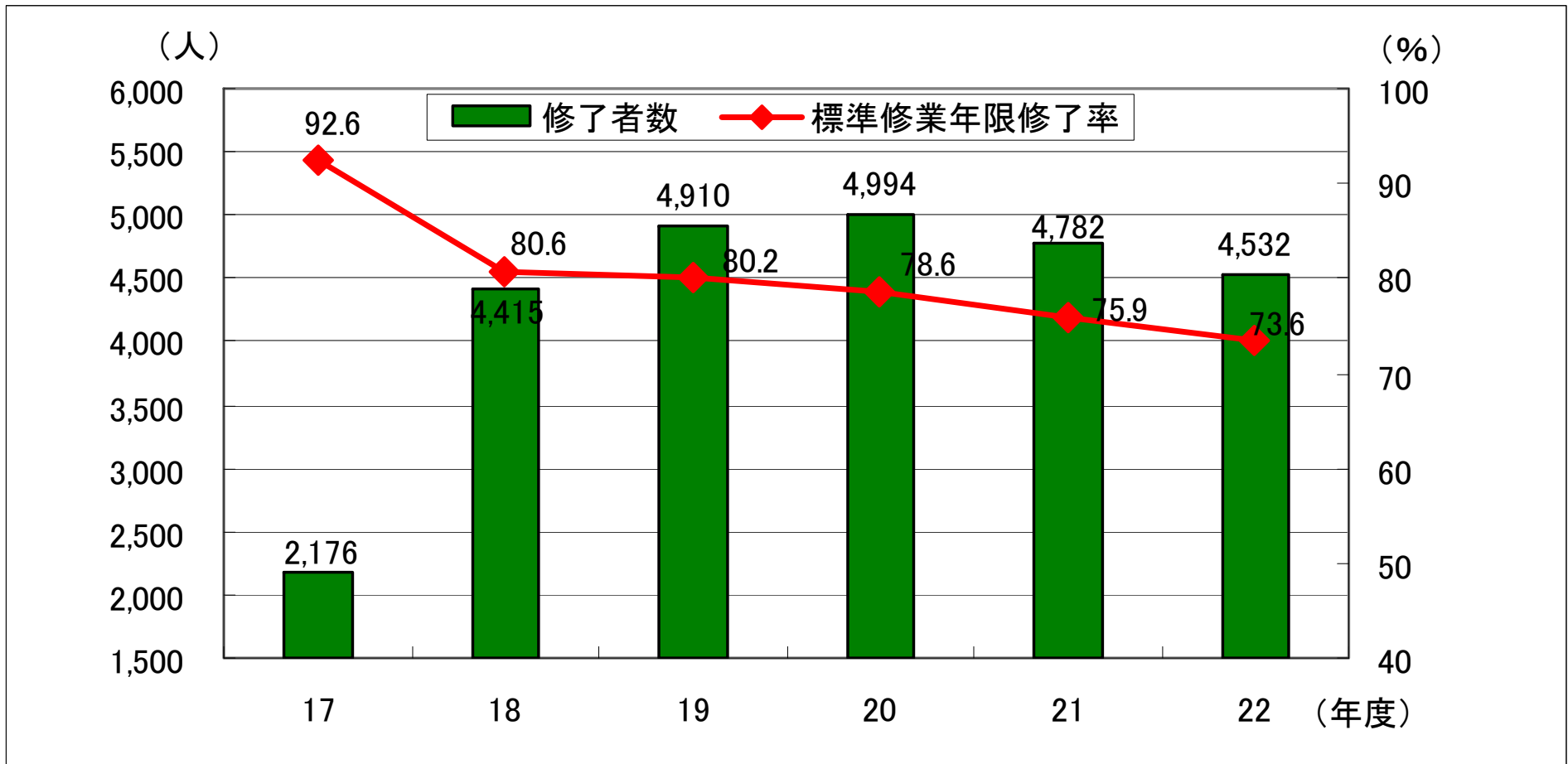
法科大学院入学定員・実入学者数の状況

- 平成21年の中教審提言等を踏まえ、平成23年度までに全ての法科大学院が入学定員を削減し、ピーク時と比して約2割(▲1,254人)減。
- 入試における競争性の確保等により、質の高い入学者の確保に努めた結果、平成23年度の実入学者数はピーク時と比して約4割減(▲2,164人)の**3,620人**となっている。



法科大学院の修了者の状況

- 厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下。
※ 平成22～23年度の入学定員削減や厳格な入試による入学者数の減少により、今後修了者数はさらに大幅に減少する見込み。



法科大学院教育の改善

中央教育審議会法科大学院特別委員会提言(平成21年4月)等を踏まえた改善の取組

1. 入学者の質の確保

(1) 入学定員の見直し等による競争性の確保

- ・入学者選抜における競争倍率(受験者数/合格者数)2倍以上の確保

平成21年度:32校 → 平成23年度:54校

- ・入学定員の削減

平成17~19年度:5,825人 → 平成23年度:4,571人

※全ての法科大学院で見直し。

ピーク時より△1,254人(約2割)減

- ・厳格な入学者選抜による実入学者の削減

平成18年度5,784人 → 平成23年度:3,620人

※ピーク時より△2,164人(37.4%)減

(2) 適性試験の合格最低基準点の導入

- ・適性試験の成績が全国総受験者の下位から15%未満の者は入学させない

2. 修了者の質の確保

(1) 共通的な到達目標の導入

- ・法科大学院修了者が共通的に備えておくべき能力の到達目標を設定

(2) 法学未修者教育の充実のための省令改正

- ・未修1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位増加(平成22年4月施行)

(3) 成績・進級判定の厳格化

- ・標準修業年限修了者の割合

平成18年度:80.6%(4,382人)

→ 平成22年度:73.6%(3,932人)

3. 組織見直しの促進

(1) 入学定員の見直しや統廃合の促進

- ・入学定員の削減

平成17~19年度:5,825人 → 平成23年度:4,571人

※全ての法科大学院で見直し。

ピーク時より△1,254人(約2割)減

- ・2校が学生募集停止を表明(うち1校は他の法科大学院と統合)

(2) 財政支援の見直し

- ・深刻な課題を抱える法科大学院について、自主的・自律的な組織見直しを促進するため、新司法試験の合格率や入学者選抜の競争倍率を指標として、国立大学法人運営費交付金や私学助成を減額。(平成24年度予算より)

※平成24年度の対象校:6校

4. 評価システムの改善等

(1) 認証評価基準・方法の改善のための省令改正

- ・修了者の進路等を評価項目に追加、重点評価項目の設定等(平成22年4月施行)

(2) 中教審によるフォローアップ

- ・各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、結果を公表

※平成23年1月公表の調査結果:28校に対して個別に課題等を指摘

※ 文部科学、法務両副大臣主宰のワーキングチーム(平成22年7月取りまとめ)でも、これらの取組を強力に推進すべきとされている。